

特定施設入居者生活介護
介護予防特定施設入居者生活介護
重要事項説明書

社会福祉法人 江原恵明会
軽費老人ホーム イーエスガーデン

軽費老人ホーム イーエスガーデン
「特定施設入居者生活介護」
「介護予防特定施設入居者生活介護」
重要事項説明書

当施設へ入所された方のうち、「特定施設入居者生活介護」または「介護予防特定施設入居者生活介護」の利用契約を締結された方（以下、「お客様」という。）を対象として介護サービスまたは予防介護サービス等（以下、「介護サービス等」という。）を提供しますが、その施設の概要、ご提供するサービス等の内容、契約上の留意事項等を次のとおりご説明いたします。

◇ 特定施設入居者生活介護または介護予防特定施設入居者生活介護の利用入所は、介護保険の「要支援」または「要介護」の認定を受けた方が対象となります。

1. 施設経営法人

法人名	社会福祉法人 江原恵明会
所在地	津山市津山口306
代表者職氏名	理事長 江原 秀国
電話番号	(0868) 23-5355
設立年月日	1967年11月13日

2. ご利用施設

施設の種類	特定施設入居者生活介護
施設の名称	軽費老人ホーム イーエスガーデン
所在地	津山市津山口307
管理者名	坪内 敏郎
電話番号	(0868) 25-2000
開設年月日	2004年10月1日
入所定員	21人

3. 施設の目的及び運営方針

(1) 施設の目的

お客様が、特定施設サービス計画または予防介護サービス計画（以下、「介護サービス計画」という。）に基づき、お客様が抱えている問題点や自立支援のための課題を把握し、入浴、排泄、食事等の介護、生活等に関する相談・助言等を行うとともに、機能訓練、健康管理及び療養上の介助等により、お客様がその有する能力に応じた日常生活を営むことができるように援助することを目的とする。

(2) 施設の運営方針

お客様にとって必要な介護サービス等をお客様の希望を十分勘案して提供し、一日の流れに沿って、食事、離床、着替え、整容等のお世話を適切に行い、日常生活の自立のための援助を心がけることを基本とする。又、個人のプライバシー保護に万全を期する。

4. 施設の概要

(1) 構造等

敷地面積		1,544.00 m ²
建物	構造	鉄筋コンクリート造7階建（一部平屋建）
	延べ床面積	2,166.84 m ²

(2) 主な設備等

当施設では、次のような居室・設備をご用意しております。

居室・設備の種類	室数	備 考
個室（一人部屋）	21室	（洗面所・トイレ付） 15.05 ～ 31.92 m ²
食堂	1室	48.93 m ²
一時介護室（静養室）	1室	20.42 m ²
機能訓練室	1室	38.95 m ²
一般浴室	1室	22.57 m ²
特別浴室	1室	（特殊浴槽） 12.23 m ²
医務室	1室	22.02 m ²

5. 施設の目的及び運営方針

当施設では、お客様に対して介護サービス等を提供する職員として、次の職種の職員を配置しています。

職 種	人数	常 勤（人）		非常勤（人）		備 考
		専従	兼務	専従	兼務	
① 管理者	1名	1				
② 生活相談員	1名		1			
③ 介護支援専門員	1名		1			
④ 介護職員	7名	6		1		
⑤ 看護職員	1名		1			
⑥ 機能訓練指導員	1名		1			
⑦ 医師	1名			1		
⑧ 栄養士	1名	1				

6. 主な職種の業務内容、勤務体制

職 種	業 務 内 容	勤務体制
① 医師	お客様の健康管理、及び療養上の指導・相談を行います。	毎週火曜日 (14:00～15:00)
② 生活相談員	お客様の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。	常勤で兼務

③ 介護支援専門員	お客様の自立支援の目的に沿った、特定施設サービス計画を策定します。	常勤で兼務
④ 介護職員	お客様の日常生活上の介護助言を行います。	常勤で専従 (一部非常勤)
⑤ 看護職員	お客様の健康管理や療養上のお世話をいたします。	常勤で兼務
⑥ 機能訓練指導員	お客様の機能訓練を担当します。	常勤で兼務
⑦ 栄養士	お客様の食事全般について、栄養バランスを考えます。	常勤で専従

◇勤務時間は、職種により次の時間帯を交代勤務する方式となっています。

*早 番 6:30-15:30 *日 勤 8:30-17:30 *遅 番 9:00-18:00
*準 夜 15:00-24:00 *深 夜 0:00- 9:00

7. 当施設の利用料金

当施設の1ヵ月あたりの利用料金は、原則として次の(1)基本利用料と(2)当施設が提供するサービスの利用料を合算した額となります。

(1) 基本利用料

別表『月額利用料』のとおり、サービスの提供に要する費用と生活費を合算した額となります。

◇サービスの提供に要する費用は、お客様の前年の収入によって負担額が決まっています。

◇生活費とは、居室の使用料、施設の提供する食事代等をいいます。

(2) 当施設が提供するサービスの利用料

当施設では、お客様に対して次のような2通りのサービスをご提供します。

ア. 利用料金が 介護保険から給付されるサービス
イ. 利用料金を お客様に全額負担していただくサービス

ア. のサービス等

利用料金の大部分(通常9割)が、介護保険から給付されます。

《サービスの概要》

種 類	内 容
食 事	お客様の状況に応じて、適切な食事介助を行うとともに、食事の自立についても適切な援助を行います。
入 浴	入浴又は清拭を週3回は行います。一般浴槽、特殊浴槽をご用意し、用途に応じた入浴が可能です。
排 泄	排泄の自立を促すために、お客様の身体能力を最大限活用した援助を行います。

機能訓練	機能訓練指導員により、お客様の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を行います。
健康管理	医師や看護職員が健康管理に万全を期します。
その他 自立への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。 ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容等について援助します。

《サービス利用料金》

◇ 1日当たりの利用料金は、別表『月額利用料』のとおりです。

お客様の要介護度または要支援の区分に応じたサービス利用料金から、介護保険給付額を除いた金額が、自己負担額となります。

◇ お客様がまだ要介護または要支援の認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護または要支援の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。

「償還払い」となる場合、お客様が介護保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

◇ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、お客様の負担額を変更します。

《介護サービス等の内容》

◇ 標準的介護サービス等の内容については、別紙1『要介護区分及び要支援区分による標準的サービス内容』をご参照ください。

イ. のサービス

次に記載するサービスは、介護保険の給付対象とならないため、全額お客様の負担となります。

《サービスの概要と利用料金》

種類	内容	利用料金
レクリエーション等	レクリエーション行事を計画します。（参加は任意）	要した費用の実費
洗濯	ご希望により、クリーニングもご利用できます。	要した費用の実費
理髪等のサービス	ご希望により、理髪店の出張サービスもあります。	要した費用の実費
日常生活等で必要となった諸経費	衣服、スリッパ、歯ブラシ等日用品代、また必要に応じたオムツ使用の代金等。	要した費用の実費

(3) 利用料金のお支払い方法

- ◇ 前記(1)の利用料金は、翌月の16日までにお支払いいただきます。
- ◇ 前記(2)の利用料金は、1ヵ月分をまとめて翌月の始めに請求しますので、請求月の16日までにお支払いいただきます。
- ◇ お支払い方法は、次のいずれかの方法でお願いいたします。

<ul style="list-style-type: none">・ 金融機関口座からの自動引き落とし・ 施設の窓口で現金払い・ 銀行の指定口座への振込み
--

(4) 契約締結からサービス提供までの流れ

お客様に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入所後作成する「特定施設入居者生活介護サービス計画」または「介護予防特定施設入居者生活介護サービス計画」(以下、「介護サービス計画等」という。)に定めます。
介護サービス計画等の作成及びその変更は次の要領で行います。

- ① 当事業所の介護支援専門員(ケアマネジャー)に介護サービス計画等の原案作成やそのために必要な調査等の業務を担当させます。
- ② 介護支援専門員(ケアマネジャー)は、介護サービス計画等の原案についてお客様及びそのご家族等(以下、「お客様等」という。)に対して説明し、同意を得たうえで決定します。
- ③ 介護サービス計画等は、要介護または要支援認定有効期間中に1回、もしくはお客様等の要請に応じて変更の必要性等について確認し、必要がある場合にはお客様等と協議して、介護サービス計画等を変更します。
- ④ 介護サービス計画等が変更された場合には、お客様等に対して書面を交付し、その内容を確認していただきます。

8. 協力医療機関等

医療機関名	一般財団法人 江原積善会 積善病院 (精神科、神経科、内科、歯科)	電話番号： (0868) 22-3166
所在地	〒708-0883 津山市一方140	

9. 苦情の受付

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は、次の専用窓口で受付いたします。

- ◇ 苦情受付窓口(担当者)
河原 直子 【生活相談員】
- ◇ 受付時間等
毎週月曜日～金曜日の9:00～17:00の間とします。
- ◇ 苦情・ご意見箱もロビーに設置していますので、ご利用ください。

(2) 行政機関等の苦情受付窓口

津山市役所 高齢介護課	住所 電話	〒708-8501 津山市山北5 2 0 (0868)32-2070
岡山県 国民健康保険団体連合会	住所 電話	〒700-0984 岡山市北区桑田町1 1 - 6 (086)223-8811
岡山県運営適正化委員会 (岡山県社会福祉協議会内)	住所 電話	〒700-0807 岡山市北区南方2 - 1 3 - 1 (086)226-9400

10. 緊急時ならびに事故発生時の対応について

- ① お客様に対する介護福祉サービスの提供中に、体調不良・ケガ等健康状態に異変を生じた時は、看護職員の指示を仰ぎ、速やかにご家族・主治医等、ならびに市町村に連絡を行うとともに必要な処置をいたします。
- ② 事故発生状況および事故に際して採った処置の内容は記録し保存いたします。
- ③ 施設は、お客様に対する介護サービス等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、誠意をもって速やかに対応いたします。

11. 重度化した場合における対応について

別紙2『重度化した場合における対応に係る指針』に従い次のとおり対応します。

(1) 急性期における医師や医療機関との連携体制

慢性疾患等の状態が重度化した場合、あるいは病状が急性期となった場合には、利用者の主治医又は協力医療機関との連携により対応します。

(2) 入院期間中における生活費等の取扱

- ① サービスの提供に要する費用及び生活費はいただきます。
- ② 生活費のうち、入院後に不要となった食事代は返金します。
- ③ 電気料金は、居室で使用された実費をいただきます。
- ④ 特別サービスの費用はいただきます。

(3) 看取りに関する考え方

看取り期(終末期)をどこで過ごし、どこで「死」を迎えるかは、利用者ご本人やご家族等にとって重大な関心事です。しかしながら、イーエスガーデンにおいては医師が常駐しておらず、看取り期となった場合介護職員も十分な対応が出来ないため、ご本人やご家族と相談しながら、ご本人のその時の状態に相応しい生活環境に移行していただくよう援助させていただきます。

12. 当施設を退所する場合(契約終了)

(1) 居室の明け渡し

利用契約書第14条～第17条に定めるところにより、当施設との契約は終了し、お客様に退所していただくこととなりますが、契約終了日までに居室を明け渡さない場合は、契約終了日の翌日から現実に居室が明け渡された日までの期間にかかる所定の料金を支払っていただくこととなります。

(2) 残置物等の引取り

イーエスガーデン入所契約書第26条に定めるところにより行っていただきます。

月 額 利 用 料

◇ 特定施設入居者生活介護を利用される方の利用料

●サービスの提供に要する費用・生活費

(2019年10月1日)

階層	前年の収入による階層区分	サービスの提供に要する費用	生活費	合計
1 (夫婦)	1,500,000円以下(ご夫婦で入居される場合)	7,000円	52,590円	59,590円
1	1,500,000円以下	10,000円		62,590円
2	1,500,001円 ～ 1,600,000円	13,100円		65,690円
3	1,600,001円 ～ 1,700,000円	16,100円		68,690円
4	1,700,001円 ～ 1,800,000円	19,100円		71,690円
5	1,800,001円 ～ 1,900,000円	22,300円		74,890円
6	1,900,001円 ～ 2,000,000円	25,300円		77,890円
7	2,000,001円 ～ 2,100,000円	30,300円		82,890円
8	2,100,001円 ～ 2,200,000円	35,400円		87,990円
9	2,200,001円 ～ 2,300,000円	40,500円		93,090円
10	2,300,001円 ～ 2,400,000円	45,600円		98,190円
11	2,400,001円 ～	50,200円	102,790円	

●介護サービス料(特定施設入居者生活介護費・介護予防特定施設入居者生活介護費)

介護報酬告示額のうち、年間所得額や世帯構成により決定される、市町村交付の負担割合証に指定された割合の額を負担いただきます。(下記の数字は1割負担の場合です。)

○基本サービス費

(2024年4月1日)

介護度	1日当たりの費用	30日当たりの費用
要支援1	183円	5,490円
要支援2	313円	9,390円
要介護1	542円	16,260円
要介護2	609円	18,270円
要介護3	679円	20,370円
要介護4	744円	22,320円
要介護5	813円	24,390円

○サービス提供体制強化加算(Ⅰ)

(2021年4月1日)

全介護度対象 1日当たりの費用: 22円 30日当たりの費用: 660円

○科学的介護推進体制加算

(2021年4月1日)

全介護度対象 1か月当たりの費用: 40円

○退院・退所時連携加算

(2018年4月1日)

医療提供施設(病院等)を退院・退所して当該医療提供施設と連携した特定施設サービス(介護予防は含まない)を利用されるとき、30日を限度に加算されます。

要介護1～要介護5 1日当たりの費用: 30円 30日当たりの費用: 900円

○協力医療機関連携加算

(2024年4月1日)

要支援1～要介護5 1か月当たりの費用: 100円

○夜間看護体制加算(Ⅱ)

(2024年4月1日)

要介護1～要介護5 1日当たりの費用: 9円 30日当たりの費用: 270円

○介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)

(2024年6月1日)

[1ヶ月あたりの介護報酬総単位数]×[サービス別加算率(12.8%)]×[1単位の単価(10円)]

で算出された加算額のうち負担割合証に指定された割合の額を負担いただきます。

○退居時情報提供加算

(2024年4月1日)

医療機関へ退所する入所者等について退所後の医療機関に対して入所者等を紹介する際、入所者等の同意を得て、当該入所者等の心身の状況、生活歴等を示す情報を提供する場合には入所者等1回に限り加算されます。 1回限りの費用: 250円

○新興感染症等施設療養費

(2024年4月1日)

入居者等が別に厚労大臣が定める感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した入所者等に対し、適切な感染対策を行った上で該当する介護サービスを行った場合に1月に1回、連続する5日を限度として加算されます。

※現時点では指定されている感染症はありません。 1日当たりの費用: 240円

●上記以外に負担いただく費用

(2023年4月1日)

項目	金額	内容
冬期加算	1,960円	共用部分の暖房費(加算期間:11月～3月)
電気代 (1部屋あたり)	基本料金1,000円 + 従量算定額	居室で使用された電気代(各居室設置のメーター指針より算出) 0kWh以上15kWh以下:1,329円(定額)、15kWh超120kWh以下:@20円/kWh 120kWh超300kWh以下:@26円/kWh、300kWh超:@28円/kWh

- その他日常生活に必要な費用については、実費負担して下さい。
- 食事代は、生活費の中に含まれています。(朝食:210円・昼食:300円・夕食:450円)
欠食される場合は、3日前までにお申し出下さい。後日精算させていただきます。
- 電話設置については、直接電話会社とご契約下さい。

Ⅲ. 特別なサービスに要する費用 (希望される方のみ)

(2024年1月1日)

項目	金額	内容
ロッカーレンタル料	1,000円	施設7階に設置のロッカー貸出料金
電動ベッドレンタル料	1,500円	電動ベッド貸出料金
カーテンレンタル料	565円	居室カーテン貸出料金(別館に入居される方のみ対象)
外来者用寝具レンタル料	2,000円	ご家族等が施設に宿泊される際の寝具の貸出料金
洗濯サービス料	1,000円	施設が衣類等の洗濯を行うサービスの料金

要介護区分及び要支援区分による標準的サービス内容

種類	区分	介護保険給付および月額利用料に含むサービス						
		サービス	予防給付	介護給付				
			要支援 1・2	経過的 要介護	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4
食事介助	見守り・声掛け	毎回	毎回	毎回	毎回	毎回	毎回	毎回
	一部介助				毎回	毎回	毎回	毎回
	配下膳			随時	随時	毎回	毎回	毎回
排泄介助 (尿取パッド) (紙パンツ) (おむつ)	見守り・声掛け			随時	随時	随時	随時	随時
	一部介助			随時	随時	随時	随時	随時
	その他							
入浴介助 (特浴・一般浴) (清拭)	見守り・声掛け	随時	随時	随時	随時	随時	随時	随時
	一部介助			週3回	週3回	週3回	週3回	週3回
	清拭	体調不良時	体調不良時	体調不良時	体調不良時	体調不良時	体調不良時	体調不良時
身辺介助 (衣類の着脱) (身だしなみ) (体位変換・移動)	見守り・声掛け	随時	随時	随時	随時	随時	随時	随時
	一部介助			随時	随時	随時	随時	随時
	その他(体調不良時)	随時	随時	随時	随時	随時	随時	随時
機能訓練	ラジオ体操(ストレッチ)	週5回	週5回	週5回	週5回	週5回	週5回	週5回
	歩行訓練	週2回	週2回	週2回	週2回	週2回	週2回	週2回
緊急時対応 ナースコール対応 巡回	昼間	随時	随時	随時	随時	随時	随時	随時
	夜間	随時	随時	随時	随時	随時	随時	随時
	夜間巡回	2回	2回	2回	2回	2回	2回	2回
受診時の 移送サービス	送院サービス(週5回)	希望者	希望者	希望者	希望者	希望者	希望者	希望者
	受診時付添い	月1回	月1回	月1回	月1回	月1回	月1回	月1回
生活サービス	掃除・洗濯	週1～2回	週1～2回	週1～2回	週1～2回	週1～2回	週1～2回	週1～2回
	買い物	月1～2回	月1～2回	月1～2回	月1～2回	月1～2回	月1～2回	月1～2回
	理美容(月1回)	希望者	希望者	希望者	希望者	希望者	希望者	希望者
	役所手続き	年1～2回	年1～2回	年1～2回	年1～2回	年1～2回	年1～2回	年1～2回
	家族等連絡	随時	随時	随時	随時	随時	随時	随時
健康管理 サービス	インフルエンザ予防接種(年1回)	希望者	希望者	希望者	希望者	希望者	希望者	希望者
	定期健康診断	年2回	年2回	年2回	年2回	年2回	年2回	年2回
	健康相談	随時	随時	随時	随時	随時	随時	随時
	生活相談	随時	随時	随時	随時	随時	随時	随時
その他の サービス	教養娯楽(音楽会 他)	月1回	月1回	月1回	月1回	月1回	月1回	月1回
	クラブ	希望者	希望者	希望者	希望者	希望者	希望者	希望者
	園行事(年4回ほど)	希望者	希望者	希望者	希望者	希望者	希望者	希望者
	月行事(ニ=喫茶・ショッピング等)	希望者	希望者	希望者	希望者	希望者	希望者	希望者

※尿取パッド・紙パンツ・おむつ・日用品・理美容料金等は自己負担。(理美容は月2回、ボランティアの業者来園)

※体調不良時は上記サービスを随時対応とする。

※緊急時の対応は上記に限らず。

重度化した場合における対応に係る指針

(急性期における医師や医療機関との連携体制)

第1条 慢性疾患等の状態が重度化した場合や、病状が急性期となった場合は、以下の嘱託医師及び医療機関との連携体制により対応する。

一 嘱託医師（宮本 健史）

嘱託医師として入居者の健康相談に当たる。（週1回）

二 協力医療機関

積善病院（診療科目：精神科・神経科・内科・歯科）

三 医療機関

緊急性が高い場合は、救急車搬送により医療機関において受診し、入院対応する。なお、主な医療機関は次のとおり。

イ 津山中央病院（救急告示病院、二次・三次救急医療機関、救命救急センター）

診療科目：総合診療・内科・外科・循環器科 他

ロ 津山第一病院（救急告示病院、二次救急医療機関）

診療科目：内科・外科・整形外科 他

ハ 中島病院（救急告示病院、二次救急医療機関）

診療科目：内科・呼吸器科・胃腸科 他

ニ 津山中央記念病院

診療科目：内科

ホ 津山中央クリニック

診療科目：整形外科・皮膚科・眼科 他

(入院期間中における生活費等の取扱い)

第2条 利用者は、入院中においても入居契約は存続することから、生活費等の利用料を継続して支払う必要がある。

一 生活費及びサービスの提供に要する費用は徴収する。

二 食費は欠食分を返金する。

三 特別サービスの費用は徴収する。

(在宅医療行為及び看取りに関する考え方)

第3条 イーエスガーデンでは、常勤の医師を配置しておらず容態の急変への対応が困難なこと、及び在宅医療行為を実施するに当たり安全を確保して行うために必要な医療設備が整っていないこと、並びに在宅医療行為を担当する看護師が夜間は不在となること等により、一部の在宅医療行為を除き、原則として在宅医療行為は行わないものとする。また、看取りについても行わないものとする。なお、利用者が在宅医療行為や看取りが必要になった場合は、利用者や家族、関係機関等と協議し、利用者の意向に沿うべく医療機関等の受け入れ先の確保に努めるものとする。

(利用者及び家族への説明)

第4条 入所にあたり、指針の内容について利用者及び家族等に対して十分な説明を行う。

(その他)

第5条 この指針に定めるものの他、必要な事項は別に定める。

附則

この指針は、2012年4月1日から施行する。

在宅医療行為に係る対応について

(軽費老人ホーム イーエスガーデン)

1. 在宅医療行為とは

在宅医療行為とは、疾患があり定期的な通院で医療行為が必要な状態であるにもかかわらず、何らかの事情により通院が困難な患者に対し、医師を始めとする医療者が定期的な訪問を行いながら在宅で医療を行うことです。

2. 在宅医療行為に伴う医療的介護サービスの取扱い

イーエスガーデンにおいて対応可能な在宅医療行為は次のとおりです。なお、対応可能な項目であっても、他の入居者の心身の状態等により対応が出来ない場合があります。

	項 目	対 応	備 考
1	人工呼吸器装着（気管切開）	×	
2	人工透析	△	
3	インシュリン注射	×	
4	I V H（中心静脈栄養法）	×	
5	点 滴	△	
6	鎮痛コントロール	△	
7	経管栄養（胃ろう）	×	
8	経管栄養（経鼻投与）	×	
9	吸 引	△	
10	膀胱留置カテーテル	×	
11	腎ろう	×	
12	膀胱ろう	×	
13	導 尿	×	
14	褥 瘡	△	
15	吸入（ネブライザー）	△	
16	酸素吸入（在宅酸素）	○	
17	人工肛門	△	

(注) ○：対応可、△：短期間であれば対応可、×：対応不可。

20 年 月 日

介護サービス等の提供の開始にあたり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

軽費老人ホーム イーエスガーデン

【特定施設入居者生活介護】

【介護予防特定施設入居者生活介護】

説明者： 職名 生活相談員 介護支援専門員

氏名 河原直子 ⑩

私は本書面に基づいて、事業者から重要事項の説明を受け、介護サービス等の提供開始に同意しました。

お客様： 住所

氏名 ⑩

ご家族等： 住所

氏名 ⑩

(お客様とのご関係：)